

堤防刈草の一般提供を行います

北上川下流河川事務所では、平成24年3月2日及び6月14日付けの宮城県畜産課記者発表「飼料の暫定許容値見直しによる牧草の利用自粛について」及び「石巻市旧河北町における平成24年産永年生牧草の利用自粛について」を受けて、当事務所管内の河川堤防における刈草提供の可否について、宮城県畜産課の指導を受けていたところです。

本日、当事務所で実施してきた「堤防刈草の放射性物質モニタリング調査結果」を受け、『牛用飼料の暫定許容値を下回っていることが確認されたことから、生産者あてに堤防刈草の提供を行って差し支えない』という判断が宮城県畜産課からありましたので、自粛要請地域対象であった大崎・鹿島台・米谷・涌谷・鳴瀬出張所の5管内（鳴瀬川、吉田川、江合川、旧北上川、北上川の一部）について、堤防刈草の一般提供を行います。

なお、飯野川出張所管内は、一部調査が残っているので、引き続き堤防刈草の一般提供を中断しておりますが、今後の状況については、下記問合せ先まで問合せ下さい。

北上川下流河川事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

<発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ>

問 合 せ 先

国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所
〒986-0861 石巻市蛇田字新下沼80
TEL 0225-94-9852（管理課直通）
管理課長 畑山作栄（はたやま さくえい）